

二次審査提案 応募案における事前質疑に関する検討資料（案）

二次審査の応募案における「事前質疑」のプロセスに関し、検討いたしました。

「事前質疑」を検討する理由：

- ・プロポーザルであっても、「提案を踏まえて 人・組織」を選ぶということにおいて、その提案の実現性（特に技術面での工期、工事費、法規など）に仮に明らかな疑義や基本構想との大幅な相違のある提案があった場合は、提案者からの回答を得ることで、審査委員の審査時の評価の補足となる可能性がある。
- ・公開プレゼンテーションにおいてヒアリングを行うが、30分程度のヒアリング時間内では、委員の疑問に対し応募者から、十分に満足な回答が得られない可能性がある。
- ・そのため二次応募案を受領後、提案を確認の上、技術面での実現性に関し明らかな疑義があった場合は、公開プレゼンテーション・ヒアリングより前の段階で、応募者に対し質疑を送付し回答を求めることを検討する。

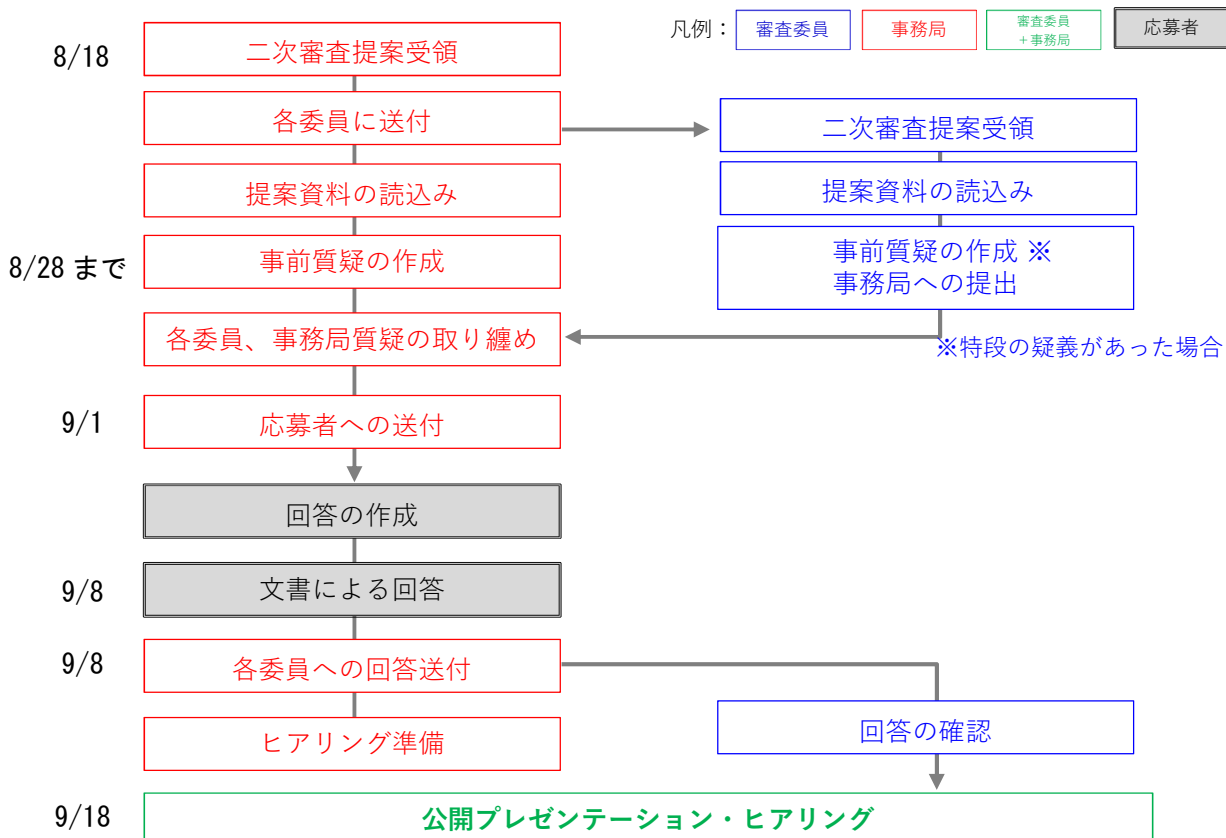
「事前質疑」のプロセス

- ・提出された二次審査提案資料（二次審査技術提案書）は審査委員および事務局にて読み込みを行います。二次審査技術提案書の内容と基本構想との相違などを確認し、明らかな疑義がある場合は事前質疑を作成します。基本的には事務局にて作成しますが、審査委員から特段の疑義がある場合には事前質疑を事務局にご提出いただきます。

事前質疑は事務局質疑と合わせ、対象の応募者へ電子メールにて送付します。質疑を受領した応募者は公開プレゼンテーション・ヒアリングの約1週間前までに文書にて事務局へ回答（電子メールによる）を提出していただき、事務局から各審査委員へ回答をメールにて送付いたします。

なお、この質疑回答は疑義があった応募者のみとの質疑回答となり、他の応募者への開示はされません。

また、質疑回答は全ての審査委員に共有するものとします。



以上